

船舶事故調査報告書

平成30年11月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月30日 04時45分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市勝連 ^{かつれん} 埼東南東方沖 勝連埼灯台から真方位117°28.2海里付近 (概位 北緯26°05.0′ 東経128°23.0′)
事故の概要	船種船名不詳の船舶は、航行中、また、漁船アワセ丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年5月8日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 船種船名不詳 B 漁船 アワセ丸、4.9トン ON3-140050（漁船登録番号）、個人所有 第296-14562号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 不明 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 不明 B なし
損傷	A 不明 B 左舷船尾部外板、船底外板に破口及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：05時50分ごろ
事故の経過	A船は、沖縄島南東方沖に設置された浮魚礁付近を航行中、B船に衝突したが、航行を続けた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、沖縄島南東方沖に設置された浮魚礁付近で法定灯火及び作業灯を表示して漂泊した。 B船は、船長Bが、操舵室内で旗流し漁の準備を行っていた際、機関音が聞こえたので、左舷方を確認したところ、至近に向かって来るA船を認め、危険を感じて機関を前進として衝突を避けようとしたものの、その左舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。 船長Bは、衝突後、A船が一旦停止したものの、再び航行を始めて本事故発生場所から離れていくのを認めた。 船長Bは、船体を確認して左舷船尾部外板、船底外板に破口及び亀裂が生じていることを認めたが、破口の箇所がいけずだったので自力で航行することが可能と判断し、本事故発生場所からは陸上に無線が届かないので根拠地である沖縄市泡瀬 ^{あわせ} 漁港まで航行した後、海上保安

	<p>庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長Bは、A船について、旗流し漁を行う10～15トンぐらいの漁船であると思った。</p>
分析	<p>A船は、勝連埼東南東方沖を航行中、B船と衝突したものと考えられるが、A船が特定されていないことから、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、勝連埼東南東方沖で漂泊中、船長Bが、操舵室内で旗流し漁の準備を行っていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、勝連埼東南東方沖において、A船が航行中、B船が漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中であっても、作業に気をとられることなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・事故発生時は、可能な限り速やかに海上保安庁へ通報すること。